

B型肝炎ウイルスは血液を介する感染が主で、感染すると急性肝炎となることがあり、そのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎へ移行する場合があります。急性肝炎の症状は黄疸、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐等で、一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状がないままウイルスが肝臓の中に潜んでしまう持続感染(キャリア)では、肝硬変から肝がんに進展するおそれもあります。若年者ほど急性肝炎の症状は軽いか、あるいは症状はあまりはつきりしない一方、持続感染(キャリア)の形をとりやすいことが知られています。

B型肝炎ワクチンは、特に小児の場合は、肝炎の予防というより、持続感染(キャリア)を防ぎ、将来発症するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ぐものです。国内では20年以上前に認可され、世界中で使用され、効果も安全性も高いワクチンです。ワクチン3回接種後の効果は、免疫獲得者で20年以上続くと考えられています(ただし、抗体持続期間は個人差があります)。

今回送付した予診票3枚はすべて使用しますので、大切に保管をしておいてください。

1 標準接種年齢

生後2か月から9か月に至るまでの間(標準接種年齢)に3回接種

【予防接種実施医療機関は、
こちらからご確認ください】



2 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、B型肝炎の定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種期間で受けてください。

B型肝炎ワクチンの法定接種年齢・・・生後1歳に至るまでの間

【※母子感染予防の対象者としてB型肝炎ワクチンの投与を受けたかた】

肝炎ウイルス(HBs抗原)陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付によりB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)を1回以上受けたかたは、定期予防接種の対象者から除かれます。

3 予防接種を受ける回数

27日以上の間隔で2回、さらに1回目の接種から139日以上の間隔をあけて1回接種します(計3回)。

4 異なるワクチン同士の接種間隔

B型肝炎ワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

※他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

5 予防接種を受ける場所

上記コードよりご確認ください。

※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

6 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。

7 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の疼痛・発赤・掻痒(かゆみ)・腫脹(はれ)・硬結(しこり)等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱・倦怠感等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)等が起こる可能性があります。

8 予防接種を受けるときのご注意

(1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。

(2) このお知らせを読んでから、B型肝炎ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。

(裏面もご覧ください)

- (3) MSD社製のB型肝炎ワクチン容器のゴム栓には乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれていますので、ラテックスの過敏症のあるお子さんは、アレルギー反応があらわれる可能性があるため十分な注意が必要です。また、ラテックスと交叉反応のある果物等(バナナ、栗、キウイフルーツ、アボカド、メロン等)にアレルギーがある場合には医師にご相談ください。
- (4) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記13をご覧ください。)
- (5) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

9 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

11 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

12 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害(医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること)は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

13 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047